

# 生産緑地地区内における行為の許可申請の手引

(生産緑地法第8条第2項関係)

生産緑地地区内では、農林漁業を営むために必要となるものの設置又は管理に係る行為で生活環境の悪化をもたらすおそれがないと認めるものに限り、あらかじめ市長の許可を受け、行為を行うことができます。

## 許可の必要な行為について

- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更
- 水面の埋立て又は干拓

## 設置が可能な施設

### (1) 1号施設

生産緑地において、農林漁業を営むために必要となるもの

- ① 農産物等の生産又は集荷の用に供する施設  
《ビニールハウス、温室、育種苗施設、集荷施設等》
- ② 農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設  
《農機具等の収納施設、種苗貯蔵施設、サイロ等》
- ③ 農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設  
《選果場、ライスセンター（米麦乾燥場）等》
- ④ 農林漁業に従事する者の休憩施設  
《休憩所、あずまや、農作業の準備を行い作業の合間に休憩をとるために必要な施設等》

## ※注意※

通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるものについては、許可を要しませんが、みどり推進課と協議を行ってください。

例)

- 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築で床面積の合計又は築造面積が90㎡以下であるもの
- 仮設の工作物
- 上下水道管等で地下に設けるもの
- 幅員が2m以下の用排水路、農道等の設置又は管理
- 農地等とするための土地の形質の変更、水面の埋立て又は干拓

## (2) 2号施設

生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するもの

〈厚生労働省令で定める基準〉

- 2号施設の敷地面積の合計が当該生産緑地地区の面積に対して10分の2以下であること
  - 2号施設の敷地面積を除いた生産緑地地区内の土地の面積が300㎡以上であること
  - 当該生産緑地の主たる農業従事者が設置及び管理を行う施設であること
- ① 当該生産緑地地区及びその周辺の地域内において生産された農産物等（以下、「地域内農作物等」という。）を主たる原材料として※<sup>1</sup>使用する製造又は加工の用に供する施設  
〈ジャム等を製造又は加工する施設等〉
  - ② 主として※<sup>2</sup>地域内農作物等やこれらを主たる原材料として製造され、若しくは加工された物品の販売の用に供する施設  
〈直売所等〉
  - ③ 地域内農作物等を主たる材料とする※<sup>1</sup>料理の提供の用に供する施設  
〈農家レストラン等〉

※1 量的又は金額的に5割以上使用すること

※2 これらが他の農産物や製造・加工品よりも量的又は金額的に多いこと

### 【重要：他者が所有する生産緑地を併せないと基準に適合しない場合】

2号施設を設置することによって他者の同権利が制限されるため、他者の同意が必要となります。他者が所有する生産緑地が廃止となり基準に適合しなくなった場合は、農地等に原状回復となりますので、できるだけご自身が所有する生産緑地において基準に適合するようお願いいたします。

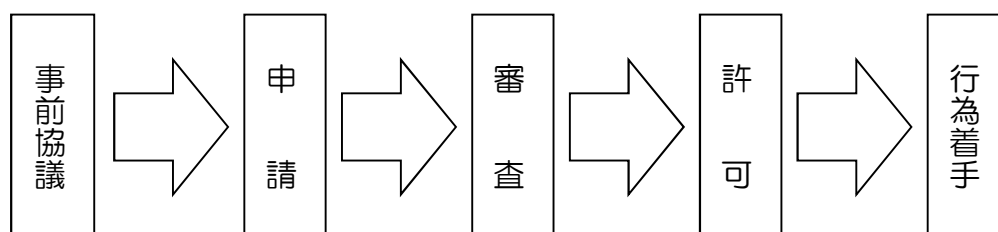
## (3) 3号施設

主として都市の住民の利用に供される農地で、相当数の者を対象として定型的な条件で、レクリエーションその他の営利以外の目的で継続して行われる農作業の用に供されるもの（いわゆる市民農園）に設置される当該農地の保全又は利用上必要なもの

- ① 市民農園に設置される農作業の講習の用に供される施設及び管理事務所その他の管理施設  
〈管理事務所、管理人詰所、管理用具置場、ごみ処理場等〉

## 許可までの流れ

○生産緑地地区内で行為を行うに当たっては、生産緑地法以外にも関連法令を遵守しなければなりません。事前に関係部署（農業委員会、北部又は南部建設事務所建築指導課、保健所等）にご確認いただいた上で、みどり推進課と事前協議を行ってください。



## 事前協議

事前協議に必要な書類（P4参照）をそろえ、みどり推進課と協議を行ってください。協議後、みどり推進課内で行為の許可の可否を検討します。

## 申請～許可

みどり推進課より事前協議の結果の連絡（許可）がきたら、「生産緑地地区内行為許可申請書」、申請に必要な書類（P4参照）及び「建築物計画書」、「工作物計画書」又は「宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更及び水面の埋立て又は干拓計画書」を提出してください。

## 行為着手

許可の通知がされたら行為を着手することができます。

※生産緑地法以外の各種手続（農地転用等）も行ってください。

行為が完了したらみどり推進課へ連絡してください。

\* 提出場所 \*

みどり推進課（さいたま市役所9階）

さいたま市浦和区常盤6-4-4

電話 048-829-1414 FAX 048-829-1979

事前協議及び申請に必要な書類

行為の種類	図面の種類	図面に明示すべき事項	図面の縮尺	
建築物その他の工 作物の新築、改築 又は増築	付近見取図	方位、行為箇所、道路及び目標 となる地物	/	
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷 地内の既存の建築物その他の工 作物、行為に係る建築物又は工 作物と他の建築物又は工作物と の別並びに敷地の接する道路の 位置及び幅員		200分の1以上
	平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用 途及び断面図に示す断面の位置		200分の1以上
	立面図（2面以 上とする。）	縮尺及び主要部分の材料の種別		200分の1以上
宅地の造成、土石 の採取その他の土 地の形質の変更及 び水面の埋立て又 は干拓	断面図	縮尺及び主要部分の材料の種別	200分の1以上	
	付近見取図	方位、行為箇所、道路及び目標 となる地物	/	
	平面図	縮尺、方位、敷地の境界線、行 為地の位置及び断面図に示す断 面の位置		200分の1以上
断面図	縮尺及び行為前後の地盤面	200分の1以上		

2号施設の場合は、追加で以下の書類も必要となります。

- ・販売及び原材料の仕入等の計画書
- ・同意書（他者の生産緑地と併せて基準に適合している場合のみ）

3号施設の場合は、追加で以下の書類も必要となります。

- ・市民農園を開設した（する）ことがわかる書類